ほ ご

# 保護のしおり



生活にお困りの際は、 お気軽にご相談ください! ケースワーカーのわたしが、生活 保護について詳しく説明するよ。

新発田市マスコットキャラクター ケースワーカー**「アスパラくん**」 ※ケースワーカーとは、生活保護を利用する方に対して、困っていることへの解決や自立を 首指すうえでの手助けを行う福祉事務所の 職員のことです。

この「しおり」は生活保護の制度について説明したものです。

わからないことや、相談のある方は

きがる しゃくしょしゃかいふく しかまどぐち お気軽に市役所社会福祉課窓口までお声がけください。

また、来庁が困難な方は、電話での問合せも可能です。

新発 市市 電話 0254-28-9226(直通) 0254-22-3030(代表)

# せいかつほ ご 生活保護について

●生活保護とは

●生活保護とは ※ 収入が「国が保証する生活費」を下回る方(世帯)で、自分の資産や能力、 とないにはようせいを かつようしても生活を維持することができない方(世帯)に、国が 「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する日本国憲法第25条(生存権) で生活保護法に基づいて行われる制度です。※歯が養めた健康で文化的な電話基準を維持することを言います。

### ●生活保護の目的

生活保護は、資産や能力を活用しても生活に困る全ての方(世帯)に対し、困っている程度に応じて必要な援助を行うことでその生活が保障されるとともに、自立した生活が送れるよう支援することを首的とします。

わたしたちの仕事は、生活 保護を利用する芳に対して、生活を保障することと、 社会的な首立や経済的な 首立をお手伝いすることなんだ。



#### せいかつほ ごりょう 生活保護利用までの流れ

せいかっぽ こ りょう さい つぎ てっづ ひつよう 生活保護の利用の際には次の手続きが必要になります。

1 相談

市後所社会福祉課に報告し、菌っている内容を稍談してください。なお、報告が菌難な芳は電話での稍談も可能です。



②申請

相談した結巣、保護を希望する芳は、生活保護を利用するための 申請書類を提出します。



③ 審査

申請後、ケースワーカーが首宅を訪問し、英活状が覚を確認したり 資産状が記を調査したりして、生活保護による支援が必要かどうか を審査します。通常、おおむね22週間程度の時間を要します。



 $\prod$ 

**4** 決定

生活保護の利用が決定したら、保護費の支給が始まります。



#### せいかつほ こ はじ 生活保護が始まったら

生活保護の利用が決定した方には、担当するケースワーカーが とりったした。 自立に向けた支援を行います。生活保護を利用する方は、生活上 必要に応じて8種類の支援(扶助)を受けられます。



### 1 生活扶助



沈養や発熱水費といった、 管管生活を送るにあたって 必要な費用が支給されます。



### 5 介護扶助



介護認定を受けているだが、 介護サービスを受ける際の 自己質担分が支給されます。 ※ 直接介護事業所に支払われ ます。

### 2 住宅扶助

アパート・借家におĔいの 場合は、家賃分が支給されます。場合によっては怪宅の補修 などの費用も支給されます。



## 6 出産扶助

出産する場合、分娩費など 出産にかかる費用が受給されます。



## 3 教育扶助



が・中学生の字どもが 義務教育を受けるための費 角(学級費・豁後費・教材費 など)が支給されます。

#### 7 生業扶助



高等学校への就学費用のほか、案件を満たせば就職するために必要となる資格取得(運転発許証の取得など)の費用が支給されます。

#### 100ょうふじょ 4 医療扶助

医療保険適用のものについては、医療費の10割が 支給されます。

まょくせついりょうきかん しばら ※ 直接医療機関に支払われます。



### 8 葬祭扶助

世帯賞が喪主となる必要 がある場合、必要最低限の 葬儀費用が支給されます。



※上記の決助費については、それぞれ限度額や支給するにあたって条件のある場合があります。

#### りょう かた けんり せきにん 利用する方の権利と責任

生活保護を受けた場合、利用する方に対して権利と責任がそれぞれ発生します。



## O利用する方の権利

- 正当な理由なく、すでに決定された保護は、止められたり減らされることはありません。
- 保護費として支給されたお金や品物には税金はかかりません。また、それを受ける権利は ・ 定する ・ 保護費として支給されたお金や品物には税金はかかりません。また、それを受ける権利は ・ 差し押さえられることはありません
- \*生活保護を受けている間は、手続きを行うと税金や公共料金が免除されるものがあります。
  ・生活保護を受けている間は、手続きを行うと税金や公共料金が免除されるものがあります。

  「和」 じゅうみんぜい こていしさんぜい ぜいきん こくみんけんこうほけんぜい こくみんねんきんほけんりょう じゅしんりょう (例住民税・固定資産税などの税金、国民健康保険税、国民年金保険料、NHK受信料など)
- ・福祉事務所の決定に不服があり説明を受けても納得がいかない場合は、新潟県知事に対して 審査請求をすることができます。

#### \_\_\_<sub>りょう</sub> かた せきにん O利用する方の責任

- ・節約に努め、計画的な暮らしを心掛けてください。
- ・それぞれの能力において働き、病気がある人は、その病気を早く治すよう努力してください。
- ・年金や各種手当など、ほかの法律や制度で給付を受けられるものは、すべて受けてください。
- ・福祉事務所が必要な事項について指導、指示したときは従ってください。
- ・保護を受ける権利を他人に譲ったり、保護費を担保に借金をすることはできません。
- ・世帯の状況に変化があったときや収入に変動があった時などは速やかに届け出てください。

※上記の権利と責任については代表的なものの説明であり、これ以外にも存在します。詳しくは電話・整行でご相談ください。

## 保護費の支給方法と種類

生活保護費には、毎月4日(4日が土日、祝日にあたる場合は、その直近の平日)に支給される定例の保護費と、家屋の修繕、ぶかっとう。ようくこうにゅう さい ひっょう となる費用など一時的に支給される保護費があります。一時的な保護費は翌月分の保護費に合わせて支給されますが、緊急を要する場合は臨時的に支給されることもあります。

どちらの場合についても、指定された金融機関に振り込みます。



## せいかつほごひ しゅうにゅうしんこく 生活保護費と収入申告について



生活保護費を適正に支給するためにも、利用する方の収入を 世間を適正に支給するためにも、利用する方の収入を 世間を 正確に把握する必要があります。そのためにも収入の申告は とても大切なのですが、ここでは支給する生活保護費と収入 の関係について説明します。

# 1 無収入または年金などの収入がある場合

せたい。そうしゅうにゅう世帯の総収入

ふそく 不足している生活費



イメージ図のとおり、 保護費を適正に支給するためには、世帯の 収入を把握する必要があります。

しきゅう せいかつほ ご ひ 支給される生活保護費

# 2 働いて得た収入がある場合

くに ほしょう せいかっひ 国が保証する生活費

しきゅう せいかつほ ご ひ支給される生活保護費

動いて着た収



働いて得た収入がある場合、網掛けの部分は収入としてみなされなくなります。これにより、【国が保証する生活費】よりも利用できる金額が増えることになります。

なお、これについては<u>適正に単善がなされた場合に適用されます。</u> 単音をせずに後から収入が発覚した場合は、単音しなかった額を全額返してもらわなければなりませんので、必ずでしく単音する必要があります。



# 終わりに

そうだん 相談においての個人情報は固く守りますのでご安心 ください。



メモ

# お問合せ

**〒**957-8686

にいかたけんしばたしちゅうおうちょう ちょうめ ばん ごう新潟県新発田市中央町3丁目3番3号 しばたししゃかいふくしじむしょ

しばた ししゃかいふくしじむしょ新発田市社会福祉事務所

(相談窓口:新発田市社会福祉課 援護第1・第2が第)

でんわばんごう 電話番号:0254-28-9226(直通)

0254-22-3030(代表)